

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 29年6月26日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区大手前1丁目7番31号(O MMビル)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 中野 道夫 電話 06-6944-2521					
主たる業種	普通鉄道	細分類番号				4 2 1 1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年度より、毎年1%ずつの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	28,696.4 トン	28,102.3 トン	27,745.4 トン	27,865.3 トン	-2.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	29,824.5 トン	28,102.3 トン	27,745.4 トン	27,865.3 トン	-6.4 パーセント	
実績に対する自己評価		鉄道電力削減PRJの各種取組のほか、鉄道設備のLED化の推進、節電の取組み(コンコース照明滅灯・エスカレーター部運転停止等)により、6%以上の削減となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	鉄道業	事業活動に伴う排出の量 (車両走行軒/100,000)	31.55	31.24	30.92	30.61	-1.99 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		鉄道設備のLED化のほか、7月以降の節電の取組み(コンコース照明滅灯・エスカレーター部運転停止等)により、原単位当たりの排出量は1.99の削減となった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		87.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	13000系新造車両14両導入のほか、既存車両の車内灯をLEDに変更した。					
	(27)年度	車両691両中669両が回生ブレーキ車両となり、既存車両の車内灯をLEDに変更した。					
	(28)年度	アルミ合金を用いた軽量化車体、電力を効率よく利用するインバータ制御を取り入れた省エネルギー車両の導入を進めている。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目標とする。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	各種会議体で本取組を指導し、全社員が趣旨を理解しているが通勤の時間帯や個人的事情により目標を達成できなかった。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	中之島線の環境対策 中之島駅・大江橋駅・なにわ橋駅では、駅冷房によって発生する熱を直接大気に放出するのではなく、河川水に吸収させることでヒートアイランド抑制の対策をしています。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。